

# 議会の議決を得た契約の変更に関する 区長の専決処分事項の指定について

(平成21年6月19日 議会議決)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次の事項については、区長において専決処分することができるものとする。

- (1) 千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年千代田区条例第5号）第2条の規定により議会の議決を得た工事又は製造の請負契約に係る契約金額の100分の5以内の変更で、かつ、当該変更する金額が1億5,000万円未満のもの

## 附 則

本件は、議決の日以後に締結する契約について適用し、議決の日前に締結した契約については、なお従前の例による。